

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年11月30日（平成29年（行個）諮問第177号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行個）答申第53号）

事件名：本人の公務災害の原因となった事実に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の公務災害（特定年月日1付け公務災害補償通知書による）の原因となった事実に関する情報一切」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、平成28年度人事院協議（以下「人事院協議」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月9日付け平29警察庁甲個情発第4-2号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

今回、審査請求人が行った開示請求は、職場の同僚からセクハラ行為（以下「本件セクハラ行為」という。）を受け、これを発症の原因とする公務災害に苦しむ被害者が、客観的に認定された本件セクハラ行為の具体的事実を知るため行ったものである。

審査請求人は、本件セクハラ行為等を原因として疾病に罹患し、特定年月日1に同日付け「公務災害補償通知書」により、当該疾病は、公務災害として認められた。しかしながら、警察庁からは、公務災害の原因となった事実等の説明は一切なかった。そこで、被害者として知る権利がある公務災害の原因となった事実を知るために平成29年4月17日付けで本件開示請求を行ったものである。

本件開示請求の結果、部分開示を受けた文書の中に「セクハラ等の行為による強度の精神的負荷を受けたことによって、本件疾病を発症したものと認められる」旨の記載があり、少なくとも本件セクハラ行為が公務災害の発症の原因として認定され、しかも、「強度の精神的負荷を受

け」る行為であることが明らかとなった。

しかしながら、特定された対象文書の開示部分には、前記の抽象的な表現以外に、客観的具体的に認定された事実の開示はない。

本件セクハラ行為は、職員に一定の不利益処分を科す根拠となり、かつ、公務災害の原因であることが認定された事実である以上、そもそも、警察庁において客観的具体的な事実認定がされていなければならない。

本件審査請求は、2年以上を経て未だに公務災害認定された疾病に苦しむ本件セクハラ行為の被害者が、その原因となった客観的具体的に認定されているはずの事実の開示というごく当たり前のことを求めるものである。

被害申告をした被害者は、自ら申告した事実のうち何が客観的に認定され、何が認定されなかったのか、当然に知る権利がある。また、被害申告に基づいて事実を認定する機関はその認定が客観的なものである以上、これを被害者に説明、開示する義務があると考ええる。この客観的に認定された事実を開示したとしても例えばセクハラ行為者のプライバシーを侵害したり、公務災害認定に係る事務の支障等となることは一切ないはずである。

警察庁においては、本件セクハラ被害に起因する疾病に未だ苦しむ被害者である審査請求人の心情をもご理解の上、下記のとおり、求める情報の特定及び開示をお願いしたい。

ア 「平成28年度人事院協議」（人事院協議）の不開示部分について
（ア）開示すべき部分

本件開示決定別紙「不開示とした部分及びその理由」に記載された「公務災害の申出について（案）」、「参考人等からの聴取内容を内容とする書類」、「公務災害上外認定協議書」、「特定疾病の認定について（回答）」の不開示部分のうち、公務災害の原因として認定された本件セクハラ行為等について警察庁が客観的具体的に認定した事実等が記載された部分。特に、「関係者からの聴取事項を元に作成された内容」のうちの当該部分。

なお、「ハラスメント事案資料送付通知」を始めとして、その他の不開示部分については、一見本件セクハラ行為等に関する記載は認められないが、万一当該記載が含まれている場合には、その不開示部分のうち、警察庁が客観的具体的に認定した事実が記載された部分。

（イ）開示すべき理由

本件セクハラ行為として警察庁が客観的具体的に認定した事実は、審査請求人の個人の情報であるとともに、セクハラ行為者の個人情報でもある。

しかし、たとえ、セクハラ行為者の個人情報であるとしても、客観的に認定された本件セクハラ行為の具体的事実に関する情報は、被害者が当然に既知のものであって、その内容を超えて新たな情報を開示するものではなく、開示したとしてもその者の権利利益を侵害するおそれはない。とりわけ、本件セクハラ行為が、審査請求人が未だに苦しみ続ける公務災害という重大な権利利益の侵害の原因であることに鑑みれば、原因となった具体的な事実を開示することは、仮に万一セクハラ行為者の権利利益を新たに一定程度侵害する可能性がある部分があるとしても、重大な権利利益の侵害を受けた被害者の救済のため必要な情報として開示されるべきである。

特に、不開示理由に示された「関係者からの聴取事項を元に作成された内容」の部分については、警察庁が作成主体と考えられることから、たとえ、関係者からの聴取事項が記載の根拠になっているとしても、それが客観的に認定された具体的事実として記載されているならば、当該関係者の権利利益を侵害するおそれはない。

したがって、公務災害認定事務又は監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもない。

したがって、上記の審査請求人の個人情報は開示されるべきである。

イ その他の文書の特定及び開示について

原処分において、警察庁は、人事院協議のみを対象文書として特定したが、審査請求人が開示請求した内容は、「私の公務災害の原因となった事実に関する情報一切」であり、人事院との協議文書に限られるものではなく、警察庁で本件に関連して作成した書類で公務災害の原因となった本件セクハラ行為の事実の記載された文書は全て対象になるものである。

したがって、例えば平成27年3月10日付け開示請求に対し、開示決定（部分開示）された「警察庁警視によるセクシャル・ハラスメント事案の調査結果について」もまた当該情報の記載された本件開示請求の対象文書として特定されるべきである。

かつ、上記アに記載の理由により、その中に記載の本件セクハラ行為として客観的に認定された事実に関する情報は開示されるべきである。

その他にも、例えば、特定課においても、課員である被害者をケアし、執務室での公然としたセクハラ言動等が現に発生した所属として同種事案の再発を防止するため必要な情報である本件セクハラ行為として客観的に認定された事実について記録する文書が、幹部の引継文書等として存在するはずである。

したがって、このような本件セクハラ行為への対応に關与した所属等において保管する上記事実について記載された文書も特定の上、当該情報を開示すべきである。

(2) 意見書

公務災害の原因として認定されたセクハラ等の行為について警察庁が認定した事実は、明らかに法14条2号イに規定する開示請求者が慣行として知ることのできる情報に該当し、開示されるべきである。

当該事実は、同時に当該セクハラ等の行為者の行為の事実であり、その者の個人情報でもあるが、審査請求人が勇気を奮って自ら申告した被害事実について、どのような事実認定がされたのかが被害者である審査請求人に開示されないということは社会常識としてあり得ない。

したがって、当該事実は、開示請求者が慣行として知ることができる情報に該当するものとして開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、特定年月日1付け公務災害補償通知書により通知された公務災害（以下「本件公務災害」という。）の原因となった事実に関する情報一切の開示を求めている。

2 原処分について

本件開示請求に係る保有個人情報について、処分庁において調査した結果、「平成28年度人事院協議」と題する行政文書ファイルにとじられている行政文書一式（人事院協議）を本件開示請求の対象となる保有個人情報（本件対象保有個人情報）として特定し、人事院協議内に法14条2号、5号及び7号に該当する情報が存在したことから、法18条1項の規定に基づき原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、客観的に認定された本件セクハラ行為の具体的事実に関する情報は、セクハラ行為者の個人情報であるが、審査請求人が当然に既知のものであって、開示したとしても当該セクハラ行為者の権利利益を侵害するおそれはなく、本件セクハラ行為が、公務災害という重大な権利利益の侵害の原因であることに鑑みれば、原因となった具体的な事実は、被害者の救済のため必要な情報として開示されるべきであり、また、警察庁が作成主体と考えられる関係者からの聴取事項を元に作成された内容は、関係者からの聴取が記載の根拠であったとしても、客観的に認定された具体的事実として記載されているのであれば、当該関係者の権利利益を侵害するおそれはなく、公務災害認定事務及び監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを理由とし、原処分に係る不開示情報のうち、本件セクハラ行為等について警察庁が客観的に具体的に認定した事実等が記載

された部分を開示すべきである旨を主張している。

また、審査請求人は、警察庁で作成した書類であって、本件セクハラ行為の事実の記載された文書は全て本件対象保有個人情報になるとして、本件開示請求の対象となるその他の文書を特定した上で、本件対象保有個人情報を開示すべきである旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

(1) 法14条2号該当性

本件対象保有個人情報のうち、公務災害の申出について（案）、参考人等からの聴取内容を内容とする書類、公務災害上外認定協議書、特定疾病の認定について（回答）に記載された関係者からの聴取事項及び関係者からの聴取事項を元に作成された内容（以下「聴取内容」という。）並びにハラスメント事案資料送付通知に記載された関係者の発言及び行為態様に関する事項（以下「事案資料記載事項」という。）については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、また、法14条2号イないしハに掲げるものではないことから、不開示情報に該当する。

(2) 法14条7号該当性

本件対象保有個人情報のうち、聴取内容及び事案資料記載事項は、開示することにより、同様の事案において、関係者が事実をありのままに述べることや関係資料の提供を躊躇したり、調査そのものに協力することを拒否したりすることも考えられる。その結果、十分な調査を行うことができず、正確な事実の把握が困難となり、公務災害認定事務及び監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示情報に該当する。

(3) 法16条該当性

原処分において不開示とした情報を開示することが、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められない。

(4) 本件対象保有個人情報の特定

処分庁においては、公務災害の認定は給与厚生課が行い、当該認定に関する文書は同課のみが保有しており、本件公務災害の認定に関する行政文書は、全て人事院協議内に保存されている。

当該行政文書は、本件公務災害の原因となった事実の調査を含めた本件公務災害の認定の過程において取得及び作成した行政文書であることから、処分庁は、人事院協議を本件公務災害の原因となった事実に関する情報一切であると認め、本件対象保有個人情報を特定した。

以上の理由から、原処分の判断は妥当である。

5 結語

処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月12日 審議
- ④ 平成30年1月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報として、人事院協議に記録された保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号、5号及び7号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で法14条2号及び7号該当により不開示とされた部分の一部の取消し並びに本件請求保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、①同人が行った別件開示請求において特定された文書（以下「別件文書」という。）及び②特定課の幹部の引継文書等についても特定すべきである旨を主張していることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 人事院規則には、職員の公務上の災害に対する補償に関して必要な事項が定められている。

職員の公務上の災害について認定するに当たり、職員の疾病が人事院で定める疾病（以下「特定疾病」という。）である場合は、人事院が定める手続によらなければならないとされており（人事院規則16-0「職員の災害補償」22条1項）、特定疾病の認定については、人事院事務局職員福祉局長（以下「職員福祉局長」という。）に協議するもの（「災害補償制度の運用について」第2、2（5））とされている。

イ 警察庁においては、公務上の災害の認定に係る業務は、長官官房給与厚生課が所管し、職員の特定疾病の認定については、上記アのとおり、職員福祉局長と協議した上で認定し、当該認定に係る行政文書一式は、同課において、年度ごとに「人事院協議」と題する行政文書ファイルにつづり保管している。

ウ 本件公務災害は、特定疾病に係る公務上の災害であり、職員福祉局長と協議した上で、特定年月日1に認定されており、処分庁においては、本件公務災害の傷病等に係る事実調査を含め、認定に至る過程において取得及び作成した行政文書は、全て人事院協議につづり保管している。

エ 処分庁は、本件開示請求を受け、本件請求保有個人情報、人事院協議に記録された審査請求人に係る保有個人情報であると解し、本件対象保有個人情報を特定した。

オ 審査請求人は、別件文書における本件請求保有個人情報を特定すべきである旨主張するが、別件文書には、本件請求保有個人情報は記録されていない。

また、審査請求人は、特定課の幹部の引継文書等についても特定すべきである旨を主張するが、特定課においても、本件請求保有個人情報が記録された文書は作成も取得もしていない。

カ 本件開示請求を受け、念のため処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、人事院協議以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受けた際も同様の探索を行ったが、人事院協議以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。

(2) 人事院協議に記録された内容は上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりであり、警察庁において公務災害を所管する部署が長官官房給与厚生課であることからすれば、同課に保管管理されている人事院協議以外に本件請求保有個人情報が記録された文書は保有していない旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報が記録されている文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、警察庁において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表に記載以外の不開示部分について

審査請求人は、別表に掲げる資料に含まれる不開示部分のうち、関係者からの聴取事項に基づいて作成された内容に該当する部分等の開示を求めている。

なお、審査請求人は、上記以外の不開示部分に本件セクハラ行為等に関し警察庁が客観的具体的に認定した事実に係る記載が含まれている場合は、当該記載部分を開示すべきである旨主張するが、別表に掲げる部分以外の不開示部分には、警察職員の氏名、警察電話の内線番号等が記載されており、本件セクハラ行為等に関する事実に係る記載は認められない。

(2) 別表に記載の不開示部分について

別表に記載の各不開示部分には、警察庁長官官房給与厚生課において、本件公務災害を認定するに至る過程で当該被災職員の傷病に係る事案について、当該事案の関係者から聴取した内容等が、具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

上記各不開示部分を開示すると、本件公務災害の傷病に係る事案に際して行われた関係者への聴取の具体的かつ詳細な内容が明らかとなる結果、今後の同種の調査に際して、関係者が情報提供を行った事実が明らかになることをおそれて調査への協力をちゅうちょするなど、正確な事実の把握が困難となり、公務災害認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、5号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、警察庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	審査請求人が開示すべきと主張する部分が含まれる資料	当該資料中，審査請求人の主張に該当する箇所	不開示部分
1	公務災害の申出について（案）	「公務災害の申出について（案）」（特定年月 警察庁 給与厚生課）	3 枚目， 4 枚目， 6 枚目ないし 11 枚目
2	関係者からの聴取内容を記録した資料	「被聴取者（聴取順）」（右下に「00002」と記載された資料）	1 枚目ないし 20 枚目
		「被災者本人の性格について」と記載された資料	1 枚目
		「給与厚生課殿」（特定年月日 2）と記載された資料	1 頁ないし 14 頁
		右上に「（●：聴取者 ○：参考人）」と記載された資料	1 枚目及び 2 枚目
3	公務災害上外認定協議書	「公務災害の上外認定について（協議）」（警察庁丙給厚発特定番号 2 特定年月日 3）	3 枚目ないし 6 枚目
4	特定疾病の認定について（回答）	特定疾病の認定について（回答）（特定番号 3 特定年月日 4）	3 頁ないし 5 頁

※ 頁の記載のない文書は，枚数で表記する。